

～ 申請方法について（工事） ～

①申請する（未着工の住宅が対象です）

交付申請書と次の書類一式を提出してください

- 1、住民票（謄本：世帯全員分・続柄記載、発行から6ヶ月以内、同じ建物にお住まいでも世帯を分けている場合の交付は委任状が必要になります。写し可→市民課戸籍住民係へ）
- 2、工事請負契約書の写し
- 3、工事内訳書・見積書（建設工事費用の積算内容がわかる見積書など）の写
- 4、工事関連図書（付近見取図、配置図、平面図、立面図、矩形図、住宅の床面積計算図（住宅部分・非住宅部分に区分したもの）、敷地面積計算図、仕様書等）
（持家については住宅金融支援機構フラット35Sの技術基準を満たす住宅であることを確認できる証明書等）
- 5、施工者の建設業登録（建設業許可通知書）、法人登録（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等）の写し
- 6、委任状（申請者以外の代理人が手続きを行う場合）
- 7、承諾書（賃借人が申請する場合は建物所有者の承諾書が必要になります）
- 8、その他、市長が必要と認める図書
（住宅耐震改修補助を受けようとする場合は、別途書類が必要です）

解体 { 建物の所有権がわかる書類の写し
昭和56年5月31日以前に着工されたことが確認できる書類
空き地利用計画意思確認書（まちなか居住推進エリア内に限る）
誓約書

先着順、予算がなくなりしだい終了とします

②助成金の交付決定

書類審査後、助成金の交付が決定したら、市から連絡します

⇒ 建築住宅課で「交付決定通知書」をお渡しします

（交付決定があるまで、工事には着手しないでください）

（書類審査には、1週間程度かかります）

③着手するとき

工事着手届と次の書類を提出してください

- 1、工事着手前の状況を撮影した写真（日付の確認できるもの）

持家：更地の状態で撮影してください（根切・杭施工前）

バリアフリー・耐震・リフォーム：改修部分がわかるように撮影してください（改修部分全て）

解体：外観写真

④工事内容に変更が発生したとき

○ 工事費が増額になったとき（増額助成有）

（予算内であれば限度額までは増額変更可能）

助成額を増額する場合は変更承認申請が必要です

○ 工事費が減額になったとき（減額助成有）

工事費の減額、施工者の変更などがあった場合変更承認申請書を提出してください

変更分のみ、次の書類一式を提出してください

1、工事請負契約書の写し

2、工事内訳書（建設工事費用の積算内容がわかる見積書など）

3、住宅設計図書（付近見取図、配置図、平面図、立面図、矩形図、住宅の床面積計算図（住宅部分・非住宅部分に区分したもの）、敷地面積計算図、仕様書等）

（持家については住宅金融支援機構フラット35Sの技術基準を満たす住宅であることを確認できる証明書等）

4、施工者の建設業登録（建設業許可通知書）、法人登録（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等）の写し

○ 工事を延期したとき

変更承認申請書を提出してください

（工期が大幅に遅延した場合は、助成金交付決定を取り消すことがあります）

⑤工事を取り止めたとき

工事中止届を提出してください

⑥工事が完了したら

工事完了届と次の書類を提出してください

1、工事完了後の状況を撮影した写真（日付の確認できるもの）

持家：構造軸組及び断熱施工状況の写真、外観写真

バリアフリー、リフォーム、中古住宅リフォーム

：改修部分がわかるように撮影して下さい（改修部分全て）

耐震：筋交い・補強金物等施工前、施工後及び工事完了後

解体：更地の状態で撮影してください

2、工事費の支払いを確認できる書類（領収書の写し等）

3、住民票（住宅持家促進助成事業のみ（世帯全員分）を提出してください）

⑦助成金の確定

担当職員が完了した住宅の確認・検査をします

申請どおりの施工が確認できれば、市役所で助成金の確定手続きを行います。手続きが済みましたら、市から連絡します

建築住宅課で「確定通知書」をお渡しします

⑧助成金の請求

助成金の確定通知を受け取ったら、請求書と通帳の写し（金融機関名、口座名義、口座番号のわかるもの）を提出してください

助成金の振込先口座は、申請者ご本人の金融機関口座に限ります

⑨助成金の振込

～ 申請方法について（売買） ～

① 申請する（宅地建物取引業者の仲介が対象です）

中古住宅 平成30年4月1日以降に建物及び土地を購入し、移転登記を行いその中古住宅に入居した方（住民票異動後1年以内の助成制度実施期間中に申請）

まちなか空き地 平成30年4月1日以降に土地を売買し、2年以内に住宅、共同住宅又は併用住宅新築した方
（住宅の場合：住民票異動後6カ月以内の助成制度実施期間中に申請）
（共同住宅の場合：移転登記後6カ月以内の助成制度実施期間中に申請）

交付申請書と次の書類一式を提出してください。

- 1、住民票（謄本：世帯全員分・続柄記載、発行から6ヶ月以内、同じ建物にお住まいでも世帯を分けている場合の交付は委任状が必要になります。写し可→市民課戸籍住民係へ）
- 2、売買契約書の写し
- 3、登記簿の写し
- 4、売買建物関連図書（付近見取図、配置図、平面図、立面図、矩形図、住宅の床面積計算図（住宅・非住宅部分に区分したもの）及び現況写真**中古住宅**）
空き地売買関連図書（付近見取図、配置図、変長図等）及び現況写真**空き地**
- 5、仲介業者の宅地建物取引業の免許の写し
- 6、建築基準法に基づく検査済証の写し又は耐震診断結果等**中古住宅**
- 7、売却者の納税通知書の写し**空き地**
- 7、委任状（申請者以外の代理人が手続きを行う場合）
- 8、領収書
- 9、その他、市長が必要と認める図書

先着順、予算がなくなりしだい終了とします

②助成金の交付決定

書類審査後、助成金の交付が決定したら、市から連絡します
建築住宅課で「交付決定通知書」をお渡しします
（助成金交付決定額も同時にお伝えします）
（書類審査には、1週間程度かかります）

⑧助成金の請求

助成金の交付決定通知を受け取ったら、請求書と通帳の写し（金融機関名、口座名義、口座番号のわかるもの）を提出してください
助成金の振込先口座は、申請者ご本人の金融機関口座に限ります

⑨助成金の振込

お問い合わせ先 市役所建築住宅課建築係 TEL 0164-26-2323